

葛尾風力株式会社「(仮称)葛尾風力発電事業環境影響評価方法書」に
対する勧告について

平成29年11月24日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)葛尾風力発電事業環境影響評価方法書について、葛尾風力株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県双葉郡浪江町及び葛尾村
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大15,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 2月 1日
環境大臣意見受理	平成28年 3月31日
経済産業大臣意見発出	平成28年 4月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 5月31日
住民意見の概要等受理	平成29年 8月 1日
福島県知事意見受理	平成29年10月26日
経済産業大臣勧告発出	平成29年11月24日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742(直通)

葛尾風力株式会社「(仮称) 葛尾風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業との累積的な影響が懸念されるため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には、希少性の高い動物が生息している可能性があることから、拡幅する搬入路及びその周辺に調査地点を設定し、適切な予測及び評価を行うこと。
3. 放射線の量については、風力発電設備設置場所、資材の搬入等の実施を伴う箇所に複数の地点を選定して、空間線量率及び土壌の放射性物質濃度を測定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)